

令和5年10月20日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康
医療局生活衛生部生活衛生課長から次のとおり通知がありました。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

一部改正の概要

生活衛生関係事業者等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための
旅館業法等の一部を改正する法律が成立し、食品衛生法が一部改正され、事業
譲渡による事業者の地位の承継に係る規定が新設されたことから、当該条例に
ついて、事業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の継承について、事業譲渡が
追加された。

なお、施行日については令和5年6月14日から起算して六月を超えない範
囲内で政令で定められるため、定められたら日と同日とする予定。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）が成立し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の一部が改正され、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定が新設された。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年条例第26号）は県の独自条例であるが、食品衛生法に基づく営業者に関する条例であり、食品衛生法に準じた規定を設けていることから、事業譲渡による地位の承継に係る規定を整備する。

2 改正の内容

営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継について、事業譲渡を追加する。（第22条の2関係）

3 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日（※）

※改正法の施行日と同日を想定。改正法の施行日は、「改正法の公布の日（令和5年6月14日）から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。政令の公布日は未定。

新旧対照表

○神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

新	旧
<p>(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継)</p> <p>第22条の2 営業者若しくはふぐ加工製品取扱者がその営業若しくは業を譲渡し、又は営業者若しくはふぐ加工製品取扱者について相続、合併若しくは分割(その営業又は業を承継させるものに限る。)があつたときは、その営業若しくは業を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその営業又は業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその営業若しくは業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継)</p> <p>第22条の2 営業者又はふぐ加工製品取扱者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p>